（案の１）

県営林（県民環境林）の立木の売却に係る制限付き一般競争入札

次のとおり制限付き一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第１６７条の６の規定により公告する。

令和８年１１月９日

１　入札に付する事項

次に掲げる物件（立木）の売却

売払番号	所　在　地	樹種	林齢	本数（本） 材積（m^3）	搬出期間
環立第８号	田子町大字遠瀬字板ノ沢１ ほか５筆	スギ	54 年生	5,489 7,065	３６か月
		ｱｶﾏﾂ	54 年生	1,403 950	

２　入札に参加する者に必要な資格

（１）地方自治法施行令第１６７条の４第１項及び第２項に規定する者に該当しない者であること。

（２）青森県意欲と能力のある林業経営者登録・公表実施要領に定めるところにより、青森県意欲と能力のある林業経営者名簿に登録された林業経営者であること。

３　売却する物件を示す場所

田子町大字遠瀬字板ノ沢１ほか５筆

４　売却する物件の位置図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島１丁目１の１

青森県農林水産部林政課

５　入札及び開札の場所及び日時

（１）場所

青森市長島１丁目１の１

青森県庁北棟４階　Ａ会議室

（２）日時

令和８年１１月２７日（金）午後２時００分

（３）入札回数

２回

６　入札保証金及び契約保証金の額

（１）入札保証金　免除する。

（２）契約保証金　青森県財務規則第１５９条の規定による。

7　入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

8　落札者の決定方法

青森県財務規則１３７条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9　契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から７日以内

10　代金の納入期限

契約締結の日から原則として１５日以内に全額納入とする。ただし、県と延納の特約を締結したときは、６か月以内において売買代金の延納を認める。

11　その他

（１）現場説明

売却する物件の位置図等の書面及び契約条項を示す場所での資料の閲覧又は資料の郵送で代えるものとする。

（２）入札者心得書

この公告に記載された事項に係る詳細については、入札者心得書によるものとする。

ア　交付場所

４に定める場所と同じ。なお、青森県農林水産部林政課ホームページにおいて公開する。

イ　交付期間

公告日から令和８年１１月２６日（木）までとする。

（３）問合せ先

青森県農林水産部林政課森林整備グループ

電話　０１７－７３４－９５１３

現場説明資料

1　入札物件の概要

売払番号	所在	樹種	林齢 (年生)	面積 (ha)	本数 (本)	材積 (m3)
環立第８号	田子町大字遠瀬 字板ノ沢１ほか５ 筆	スギ ｱｶﾏﾂ	54 54	11.40 3.70	5,489 1,403	7,065 950

（１）山林種別　普通林
（２）土地所有形態　個人有地
（３）再造林の有無　未定

2　入札及び開札の場所及び日時

(1)日　　時
　売払番号　環立第８号　令和８年１１月２７日(金)１４：００
(2)場　　所　県庁北棟４階　Ａ会議室

3　現場説明要旨

(1)立木調査表　別紙のとおり

(2)伐採区域について

別紙のとおり

伐採対象区域はＧＰＳで測量しているため、図面及び座標一覧を確認の上、誤伐の発生のないよう留意すること。

落札者に対しては現場引渡時に伐区を案内する。

(3)伐採対象立木について

当該森林は普通林であるため、伐採作業着手前に、土地所有者と連名で「伐採及び伐採後の造林届出書」を市町村へ提出すること。

伐採対象立木は伐採区域内の立木とする。

伐採、搬出の際に支障となる立木がある場合には事前に農林水産事務所担当者に連絡すること。

(4)集材路について

集材路の作設については任意とする。ただし、林地のかく乱や土砂等が流出しないように留意すること。

(5)枝条及び林地残材の処理について

プロセッサの使用等により一箇所に枝条等が堆積されることが予想されるが、再造林時の地拵えに支障とならないように、また、降雨等により流出しないよう

に整理すること。（重機を搬出する前に農林水産事務所担当者の確認を受けること）

(6) 作業道について

作業道を棄損しないよう留意すること。重機の運搬や丸太の搬出等により大きなわだち等が生じた場合には、作業以前の状態（普通車が通行できるように）補修を行うこと。

大雨等により被害が生じた場合には速やかに農林水産事務所担当者に連絡すること。

(7) 搬出期間

現場引渡の日から 36 ヶ月以内に搬出すること。ただし、やむを得ない理由により期間内に搬出できない場合には県に承認を受けて搬出期間を延長することができる。

4　入札に係る留意事項

(1) 入札の日までに入札者心得書の内容について熟知しておくこと。

(2) 留意事項

①入札保証金は免除とする。契約保証金は契約金額の 100 分の 5 以上を納付すること。

②入札者は契約書や現地等を熟覧した上で入札に参加すること。

③代理人による入札の場合は入札受付時に委任状を提出すること。

④委任状の無い代理人の入札は無効となる。また、委任状を提出しても入札書に代理人の記名押印の無い入札は無効となるので留意すること。

⑤入札書に記載する額は消費税込みの金額であること。

⑥売買代金については、全て県に納付する。（分収契約に係る分収交付金は県において処理する。）

⑦契約書の取り交わしは落札決定の日（11 月 27 日（金））から 7 日以内。
売買代金の納入は契約締結の日から１５日以内となる。

(3) 疑問点については、林政課森林整備グループまで連絡すること。

電話番号　０１７－７３４－９５１３

入　札　者　心　得　書

（競争入札の参加者の資格）

第１条　競争入札には、次の各号のいずれかに該当する者は、参加することができない。

（１）当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

（２）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

（３）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者

２　競争入札に参加しようとする者は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、３年以内で知事が定める期間競争入札に参加することができない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も、また同様とする。ただし、特別な理由があると認められる場合は、この限りでない。

（１）契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

（２）競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

（３）落札者が契約（仮契約）を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

（４）監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

（５）正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

（６）契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

（一般競争入札参加の申出）

第２条　一般競争入札に参加しようとする者は、当該一般競争入札に係る公告において指定した期日までに、前条第１項に規定する者でないことを確認できる書類及び当該公告において指定した書類を添えて、契約担当者等にその旨を申し出なければならない。

２　前項の申出は、電子入札においては電子入札システムを使用して行わなければならない。ただし、契約担当者等が入札書による入札を認めた場合は、この限りでない。

３　前項本文の規定による申出は、契約担当者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に契約担当者等に到達したものとみなす。

（入札保証金）

第３条　入札者は、入札書提出前に、見積る契約金額の１００分の５以上の入札保証金を出納員又は分任出納員に納めなければならない。ただし、入札保証金の納付を免除された場合は、この限りでない。

２　前項の入札保証金の納付は、国債又は地方債のほか、次に掲げる有価証券等を担保として提供することによって、これに代えることができる。

（１）政府の保証のある債券

（２）金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手

（３）銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券（以下「金融債」という。）

（４）その他知事が確実と認めた担保

３　前項の担保の価値は、次の各号に掲げる担保について当該各号に掲げるところによる。

（１）国債及び地方債

政府に納むべき保証金その他の担保に充用する国債の価格に関する件（明治４１年勅令第２８７号）の規定及びその例による金額

（２）政府の保証のある債券及び金融債

額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の８割に相当する金額

（３）金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手

小切手の券面金額

（４）その他知事が確実と認めた担保

別に定める額

４　入札保証金（入札保証金に代えて提供された担保を含む。以下この条において同じ。）は、開札が終わった後に還付する。ただし、落札者に対しては、契約（仮契約）を締結した後に還付する。

５　落札者は、入札保証金を契約保証金の一部又は全部に充当することができる。

６　落札者が契約（仮契約）を締結しないときは、入札保証金は県に帰属する。

（入札等）

第４条　入札に加わる者は、仕様書、図面、契約書（仮契約書）案、現場等を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、仕様書、図面、契約書（仮契約書）案、現場等について疑点があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

２　入札書は、封かんの上、入札者の氏名を表記し、公告又は通知書に示した時刻までに、入札箱に入れなければならない。

３　電子入札に参加する者（契約担当者等が入札書による入札を認めた者を除く。）は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による入札書による入札に代えて、その使用に係る電子計算機に、知事の定めるところにより、入札金額その他の事項を入力し、契約担当者等の指定した日時までに、当該契約担当者等の使用に係る

電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

4　入札者は、その提出した入札書又は契約担当者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させた入札金額その他の事項の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

5　入札者が代理人により入札する場合は、入札前に委任状を提出しなければならない。

6　入札者又はその代理人は、同一の入札において、他の入札者の代理人となることはできない。

7　入札者は、契約担当者等から入札金額の内訳を記載した書面の提出又は提示を求められたときは、これに応じなければならない。

8　入札は、郵便によって行うことができない。

（入札の辞退）

第４条の２　一般競争入札に参加する者及び指名業者（指名競争入札の参加者に指名した旨の通知を受けた者をいう。以下同じ。）は、当該入札の執行が完了するまでは、いつでも当該入札を辞退することができる。

2　指名業者が入札を辞退しようとするときは、当該入札を辞退する旨を明記した書類を契約担当者等に提出しなければならない。

3　前項の書類の提出は、電子入札においては電子入札システムを使用して行うことができる。

4　入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第４条の３　入札に参加する者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2　入札に参加する者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札に参加する者と入札する金額又は入札の意志についていかなる相談も行わず、独自に入札する金額を定めなければならない。

3　入札に参加する者は、落札者の決定前に、他の入札に参加する者に対して入札する金額を開示してはならない。

（入札の中止等）

第４条の４　不正の入札が行われるおそれがあると認めるときは、入札を中止し、又は入札期日を延期するものとする。

（無効の入札）

第５条　次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

（１）入札の参加資格のない者がした入札

（２）同一の入札について２以上の入札をした者の入札

（３）公正な価格の成立を害し、又は不正の利益を得るためにした連合その他不正の行為によって行なわれたと認められる入札

（４）入札書の金額、氏名、印影、若しくは重要な文字の誤脱又は識別しがたい入札又は金額を訂正した入札

（５）入札保証金の納付を要する場合において、入札保証金を納付しない者又は入札保証金額の納付額が不足である者のした入札

（６）その他の入札条件に違反した入札

（同価入札の取扱い）

第６条　落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

（契約保証金）

第７条　落札者は、契約を締結するときまでに、契約金額の１００分の５（１件五百万円を超える工事の請負契約にあっては、１０分の１）以上の契約保証金を出納員又は分任出納員に納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付を免除されたときは、この限りでない。

２　前項の契約保証金の納付は、国債又は地方債のほか、次に掲げる有価証券を担保として提供させることによってこれに代えることができる。

（１）第３条第２項第１号から第３号までに掲げる有価証券

（２）銀行若しくは知事が確実と認めた金融機関の保証又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社の保証

（３）その他知事が確実と認めた担保

３　前項第２号の担保の価値は、その保証する金額とする。

４　第３条第３項の規定は、契約保証金についてこれを準用する。

（契約書の取りかわし）

第８条　落札者は、落札決定の日から７日（契約の締結について議会の議決を要するものについては、議会の同意があった旨の通知を受けた日から７日）以内に契約書（仮契約書）を取り交わさなければならない。ただし、契約（仮契約）締結延期の承認を受けたときは、この限りでない。

２　落札者が前項の期限（締結延期の承認を受けたときは、その期限）までに契約書（仮契約書）を取り交わさないときは、落札者としての地位を失うものとする。

（契約書（仮契約書）の提出部数）

第９条　落札者は、契約書（仮契約書）を２通（保証人を置く場合は、３通）契約担当者等に、提出しなければならない。

売　買　契　約　書（案）

青森市長島一丁目１番１号
売主（甲）　青　　森　　県

住　所
買主（乙）　氏　名

上記当事者間において、県営林立木の売買のため、次のとおり契約を締結した。

（売買物件）

第１条　甲は、その所有する次に掲げる立木（以下「売買物件」という。）を乙に売り渡し、乙はこれを買い受けた。

（１）　所 在 地　　田子町大字遠瀬字板ノ沢１ほか５筆

（２）　売払番号　　環立 第 ８ 号

（３）　樹種、種別、本数、見込総材積

樹　種	種　別	本数（本）	見込総材積（㎥）
ス　　ギ	立　木	５，４８９	７，０６５
アカマツ	立　木	１，４０３	９５０

２　前項の立木には、根株は含まないものとする。

（契約保証金）

第２条　甲は、乙から契約保証金として＿＿＿＿＿＿＿＿円を受領した。

２　前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

３　第１項の契約保証金は、売買代金（遅延利息を含む。）を完納した後、乙の請求により還付するものとする。ただし、売買代金が完納となる際は、乙の申出により、当該契約保証金を売買代金に充当することができる。

（売買代金等）

第３条　売買代金は、金＿＿＿＿＿＿＿＿円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額＿＿＿＿＿＿＿＿円）とする。

２　乙は、甲の発行する納入通知書により、売買代金を令和　　年　　月　　日までに納付するものとする。

（暴力団排除）

第４条　乙は、別記「暴力団排除に係る特記事項」を守らなければならない。

（売買物件の引渡し）

第５条　売買物件の引渡しは、第３条第１項の売買代金及び第１０条の遅延利息を乙が納入した日から１５日以内に売買物件の所在地において、乙の立会いの上、売買物件の林縁立木の根際に青森県払極印を打刻して行うものとする。

２　乙は、前項の引渡しを受けたときは、引渡領収書を甲に提出しなければならない。

（所有権の移転時期）

第６条　売買物件の所有権は、前条第１項の引渡しの終了した時に乙に移転する。

（遵守事項）

第７条　乙は、売買物件の根際に打刻された極印を紛失し、又はき損してはならず、かつ、その極印の上部から立木を伐採しなければならない。

（売買物件の搬出）

第８条　乙は、売買物件を第５条第１項の引渡しの終了した日から起算して 36 ヶ月以内に搬出しなければならない。

２　乙は、やむを得ない理由により、前項の期間内に売買物件を搬出できないときは、搬出期間の満了前に甲の承認を受けて、搬出期間を延長できるものとする。

３　乙は、搬出を終了した時は、遅滞なくその旨を甲に届け出なければならない。

（搬出未済の売買物件の帰属）

第９条　前条の搬出期間が満了した時又は搬出期間満了前において前条第３項の届出があった時において、搬出未済の売買物件は、甲に帰属するものとする。

（遅延利息）

第１０条　乙は、第３条の納付期限までに売買代金を納付しないときは、当該期限の日の翌日から納付の日までの日数に応じ、売買代金（既納額を控除した額）につき年 3.0%パーセントの割合をもって計算して得た金額を遅延利息として甲に納付するものとする。この場合において、遅延利息の額が 100 円未満であるとき、又はその額に 100 円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

（契約不適合責任）

第１１条　甲は、売買物件の引渡しをした後は、売買物件の数量の不足、隠れたる傷、その他内容の異動があっても、その責任は負わないものとする。

２　売買物件の引渡し前の危険負担は、甲が負うものとする。

（契約の解除等）

第１２条　甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

（１）　第３条の納付期限までに売買代金を納付しないとき。

（２）　第１０条の遅延利息を当該遅延利息に係る納入通知書に記載してある納付期限までに納付しないとき。

（３）　その他この契約に違反したとき。

（契約保証金の帰属）

第１３条　前条の規定によりこの契約を解除した場合は、第２条の契約保証金は、甲に帰属するものとする。

（損害賠償）

第１４条　甲は、第１２条の規定によりこの契約を解除した場合において第２条の契約保証金の額を超えた金額の損害が生じたときは、当該契約保証金のほか、その超えた金額を損害賠償として乙から徴収する。

（契約解除後の措置）

第１５条　第１２条の規定によりこの契約を解除した場合において搬出未済の売買物件があるときは、当該解除の部分に係るものは甲に帰属し、甲は乙に対し、これに相当する売買代金を返還するものとする。この場合において、当該売買代金には、利息を付さないものとする。

２　甲は、第１２条の規定によりこの契約を解除した場合は、乙が既に納付した第10条の遅延利息を乙に返還しないものとする。

（権利の譲渡の制限）

第１６条　乙は、売買物件の引渡し前に甲の承認を得た場合のほか、この契約書によって生ずる権利義務を第三者に譲渡してはならない。

（伐採用設備等の設置）

第１７条　乙は、売買物件の伐採及び搬出のため、特に県営林内に設備を設ける必要があるときは、甲の承認を受けて設備を設けることができる。

2　乙が前項により設けた設備は、その使用の終了したとき、又は契約を解除されたときは、乙において甲の指定した期間内に収去し、土地を原状に回復しなければならない。

3　前項の指定期間内に収去しない設備は、甲に帰属するものとする。

（跡地検査の立会い）

第１８条　乙は、甲から立会いを求められたときは、甲が行う跡地検査に立ち会わなければならない。

（協議事項）

第１９条　この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を２通作成し、甲乙双方記名押印の上、各自その１通を保管するものとする。

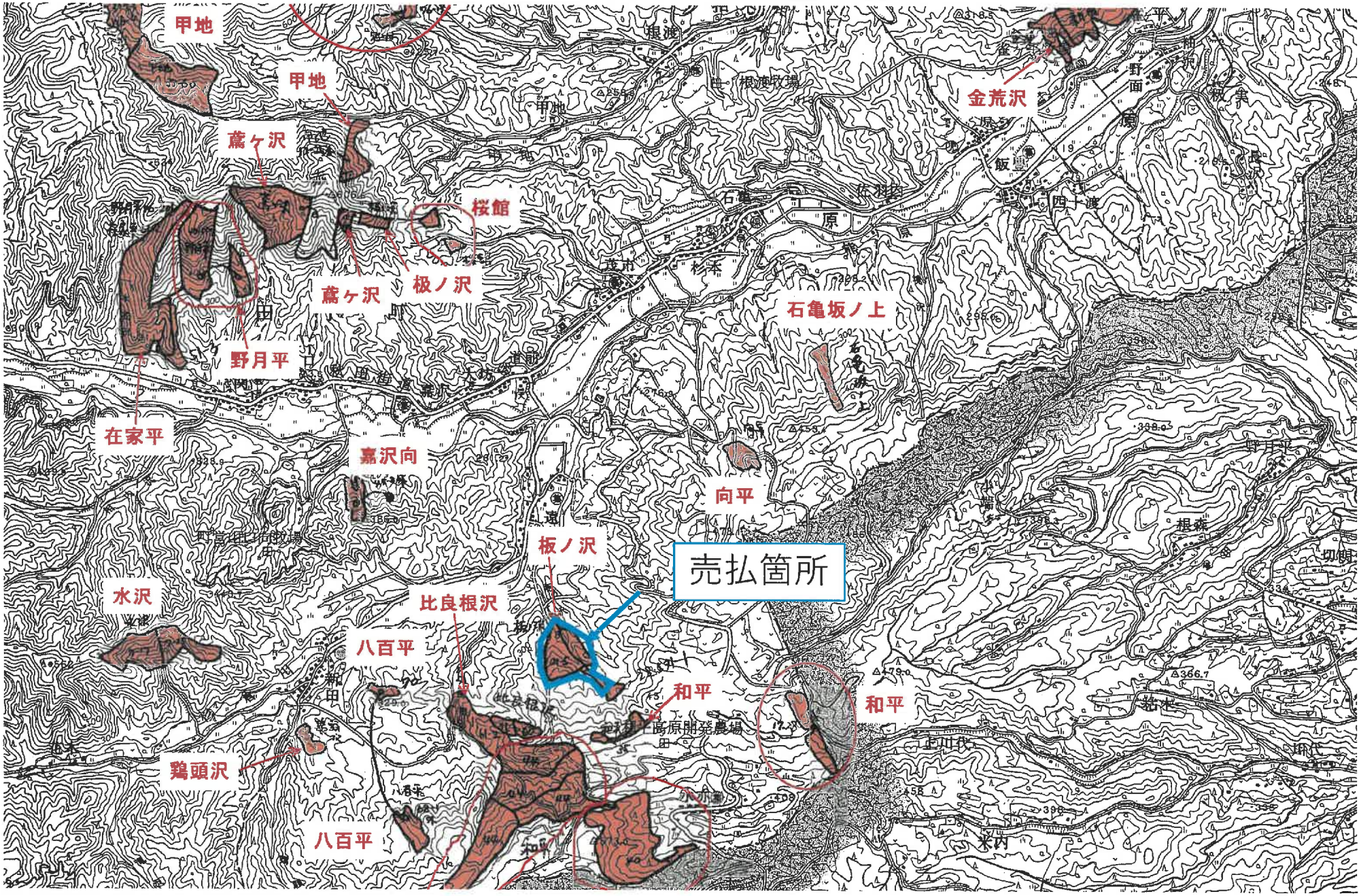
令和　　年　　月　　日

甲　　青森県知事　　宮下　宗一郎

乙　　会社名

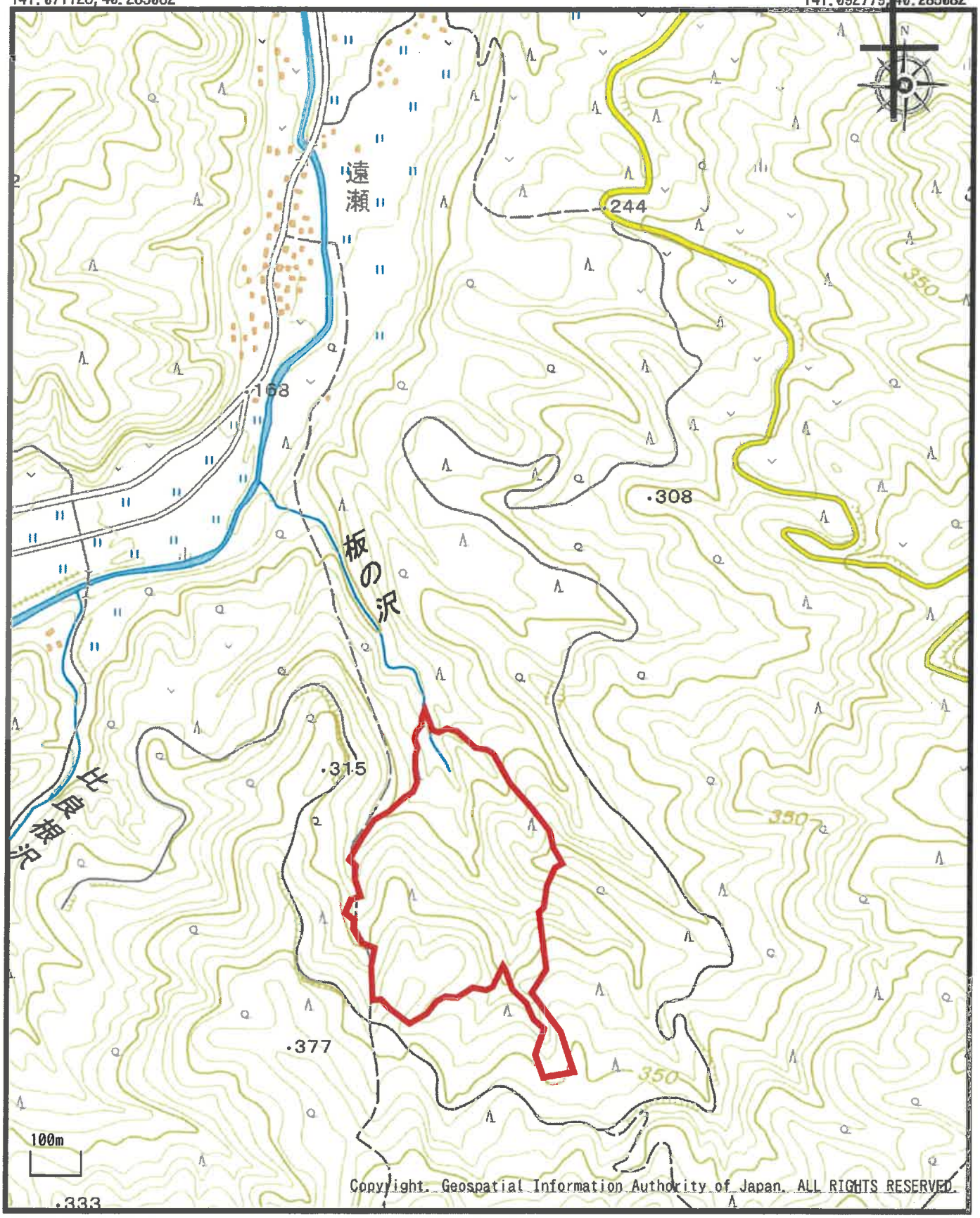
代表者名

環立第８号　売払箇所位置図



環立第８号　売払箇所平面図

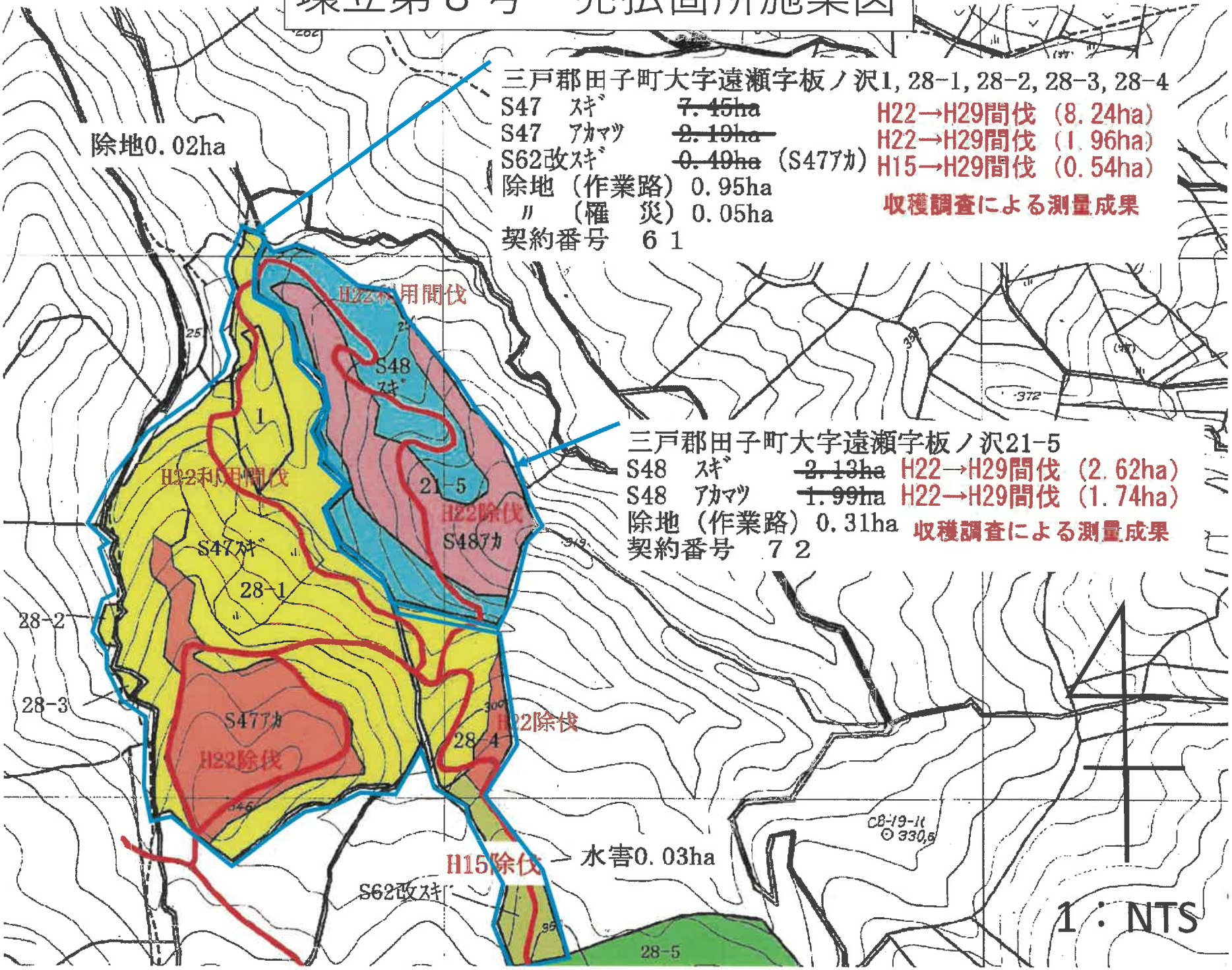
141.071128,40.285082　　141.092779,40.285082



141.071128,40.264428　　1 / 10,000　　141.092779,40.264428

注釈：

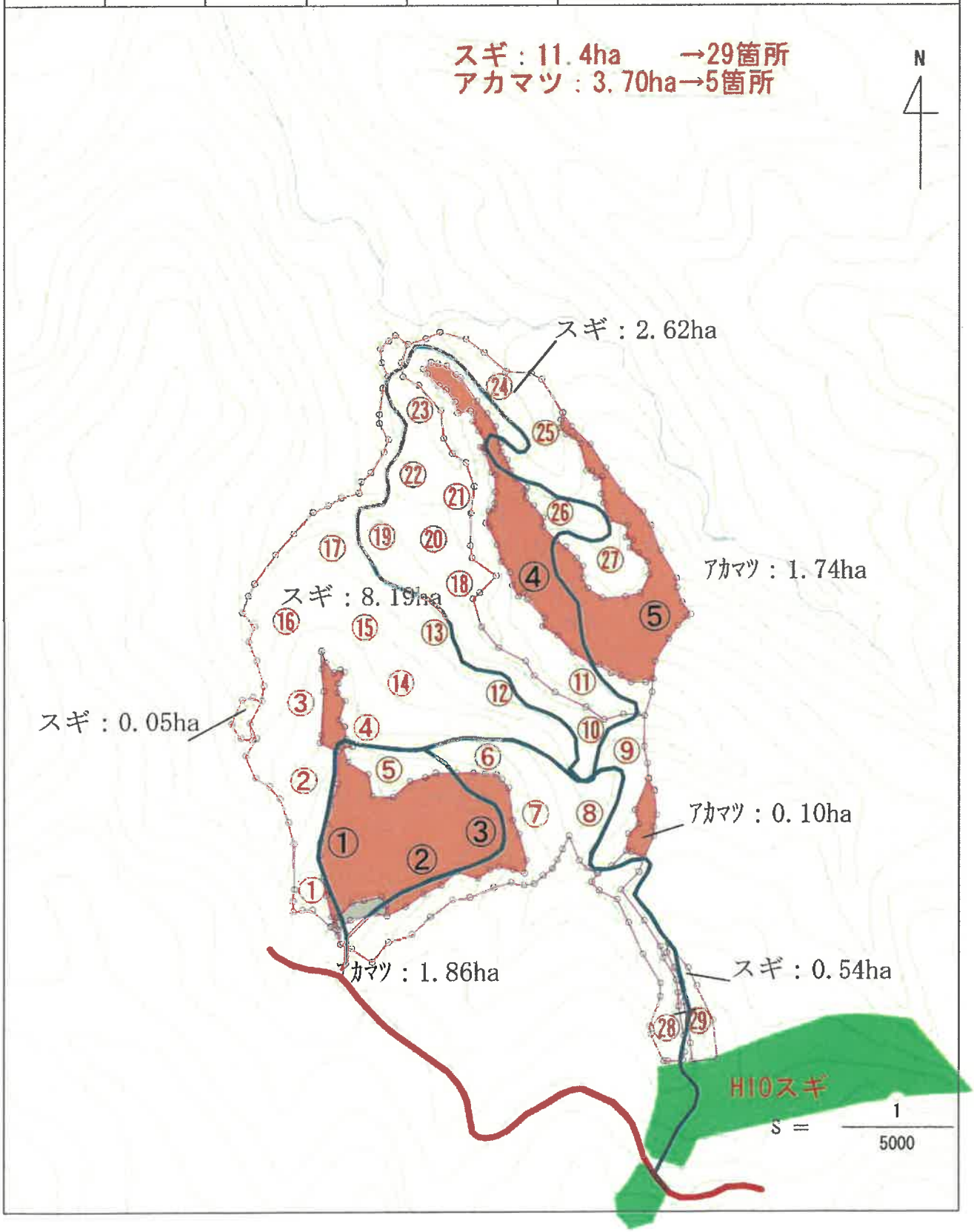
環立第８号　売払箇所施業図



第１号様式

施　業　図

番　号	造　林　地			面　積	造　林　者　名 （法人にあっては名称及び代表者名）
	大　字	字	番　地		
29062-6004-3～4	田子町 遠瀬	板ノ沢		ha 15.10	県民環境林　間伐作業　第5号



立 木 材 積 調 査 表

所　在	三戸郡田子町大字遠瀬字板ノ沢１ほか5筆　地内

プロット合計	29 プロット
本数	材積
560 本	722.32 m^3

売払箇所	11.4 ha
換算本数	換算材積
5,489 本	7,065.02 m^3

	径級 cm	6	8	10	12	14	16	18	20	22	24	26	28	30	32	34	36	38	40	42	44	46	48	50	52	54	56	58	60	62	64	66	68	70	72	74	76	78	80	100	計
プロット	樹種																																								
	スギ 樹高								20	20	21	22	23	23	24	24	25	25	26	27	27	28	29	30	30	31	32	32	33		34			34				34			
	スギ 単材積								0.33	0.39	0.49	0.59	0.70	0.80	0.93	1.04	1.20	1.33	1.52	1.74	1.87	2.09	2.32	2.56	2.73	3.00	3.29	3.48	3.79		4.34			5.02				5.98			
	スギ 本数								2	3	13	17	30	55	64	56	76	70	61	39	23	18	5	15	4	3	1	1	1		1			1				1			560
	スギ 材積	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.66	1.17	6.37	10.03	21.00	44.00	59.52	58.24	91.20	93.10	92.72	67.86	43.01	37.62	11.60	38.40	10.92	9.00	3.29	3.48	3.79	0.00	4.34	0.00	0.00	5.02	0.00	0.00	0.00	5.98	0.00	0..00	722.32
	樹高																																							
	単材積																																							
	本数																																							0
	材積	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		0.00
	樹高																																							
	単材積																																							
	本数																																							0
	材積	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		0.00
換算全体	スギ 樹高								20	20	21	22	23	23	24	24	25	25	26	27	27	28	29	30	30	31	32	32	33		34			34				34			
	スギ 単材積								0.33	0.39	0.49	0.59	0.70	0.80	0.93	1.04	1.20	1.33	1.52	1.74	1.87	2.09	2.32	2.56	2.73	3.00	3.29	3.48	3.79		4.34			5.02				5.98			
	スギ 本数	0	0	0	0	0	0	0	19	29	127	167	294	540	628	550	746	687	599	383	226	176	49	147	39	29	9	9	9	0	9	0	0	9	0	0	0	9	0		5489
	スギ 材積	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	6.27	11.31	62.23	98.53	205.80	432.00	584.04	572.00	895.20	913.71	910.48	666.42	422.62	367.84	113.68	376.32	106.47	87.00	29.61	31.32	34.11	0.00	39.06	0.00	0.00	45.18	0.00	0.00	0.00	53.82	0.00		7,065.02
	計 本数	0	0	0	0	0	0	0	2	3	13	17	30	55	64	56	76	70	61	39	23	18	5	15	4	3	1	1	1	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0	560
	計 材積	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.66	1.17	6.37	10.03	21.00	44.00	59.52	58.24	91.20	93.10	92.72	67.86	43.01	37.62	11.60	38.40	10.92	9.00	3.29	3.48	3.79	0.00	4.34	0.00	0.00	50.20	0.00	0.00	0.00	59.80	0.00	0.00	722.32
	計 本数	0	0	0	0	0	0	0	19	29	127	167	294	540	628	550	746	687	599	383	226	176	49	147	39	29	9	9	9	0	9	0	0	9	0	0	0	9	0	0	5,489
	計 材積	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	6.27	11.31	62.23	98.53	205.80	432.00	584.04	572.00	895.20	913.71	910.48	666.42	422.62	367.84	113.68	376.32	106.47	87.00	29.61	31.32	34.11	0.00	39.06	0.00	0.00	45.18	0.00	0.00	0.00	53.82	0.00	0.00	7,065.02

平均樹高	径級6～18cm	材積m3	径級20～28cm	材積m3	径級30～40cm	材積m3	径級42cm～	材積m3		計
スギ	#DIV/0!	0.00	22	39.23	25	438.78	28	244.31		722.32
スギ	#DIV/0!	0.00	22	384.14	25	4,307.43	28	2,373.45		7,065.02

立 木 材 積 調 査 表

所　在	三戸郡田子町大字遠瀬字板ノ沢１ほか5筆　地内

プロット合計	5 プロット
本数	材積
76 本	51.46 m^3

充払箇所	3.7 ha
換算本数	換算材積
1,403 本	950.42 m^3

		径級 cm	6	8	10	12	14	16	18	20	22	24	26	28	30	32	34	36	38	40	42	44	46	48	50	52	54	56	58	60	62	64	66	68	70	72	74	76	78	80	100	計
プロット	アカマツ	樹高							14	14	15	16	17	18	18	19	20	21	21	21	21																				
		単材積							0.18	0.22	0.28	0.35	0.44	0.53	0.60	0.71	0.84	0.98	1.08	1.17	1.26																						
		本数							2	5	1	8	6	7	11	9	7	8	4	6	2																					76
		材積	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.36	1.10	0.28	2.80	2.64	3.71	6.60	6.39	5.88	7.84	4.32	7.02	2.52	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	51.46
		樹高																																							
		単材積																																							
		本数																																							0
		材積	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		0.00
		樹高																																							
		単材積																																							
		本数																																							0
		材積	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		0.00
換算全体	アカマツ	樹高							14	14	15	16	17	18	18	19	20	21	21	21	21																				
		単材積							0.18	0.22	0.28	0.35	0.44	0.53	0.60	0.71	0.84	0.98	1.08	1.17	1.26																						
		本数	0	0	0	0	0	0	37	92	18	148	111	129	203	166	129	148	74	111	37	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		1403
		材積	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	6.66	20.24	5.04	51.80	48.84	68.37	121.80	117.86	108.36	145.04	79.92	129.87	46.62	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		950.42
	計	本数	0	0	0	0	0	0	2	5	1	8	6	7	11	9	7	8	4	6	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	76
		材積	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.36	1.10	0.28	2.80	2.64	3.71	6.60	6.39	5.88	7.84	4.32	7.02	2.52	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	51.46
	計	本数	0	0	0	0	0	0	37	92	18	148	111	129	203	166	129	148	74	111	37	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,403
		材積	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	6.66	20.24	5.04	51.80	48.84	68.37	121.80	117.86	108.36	145.04	79.92	129.87	46.62	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	950.42

平均樹高	径級6～18cm	材積m3	径級20～28cm	材積m3	径級30～40cm	材積m3	径級42cm～	材積m3		計
アカマツ	14	0.36	16	10.53	20	38.05	21	2.52		51.46
アカマツ	14	6.66	16	194.29	20	702.85	21	46.62		950.42